

「豊島区空家等対策計画」改定（案）パブリックコメント

- ・実施期間 令和4年2月7日（月）から令和4年3月4日（金）まで
- ・周知方法 広報としま4月21日号掲載 区ホームページ掲載
- ・閲覧場所 区ホームページ、建築課、行政情報コーナー、各区民事務所、各図書館、各区民ひろば
- ・受付方法 ファックス0件、Eメール1件、郵送0件、持参0件
- ・提出意見数 1件

■案に対するご意見と豊島区の考え方

※ここにご紹介するご意見については、プライバシーの関係からいただいた住所・氏名は掲載しておりません。

番号	ご意見等の概要	区の考え方
1	<p>1、意見</p> <p>豊島区は住居密集地が多い中、長年、住む人がいなく荒れている家をあちらこちらで見かけます。ただし、権利関係が複雑になっているなどの理由で、取り壊さずそのままになっていることがあるようです。</p> <p>今回の100万円の補助が、空き家整備に使用されるのであれば、有効に使っていただき、迷惑に思っている周囲の住民が安心して暮らせるようにしていただきたいです。</p> <p>また、空き家活用を含め、このような情報が確実に、空き家の持ち主に届くように、民間業者（不動産会社、建設会社）への協力を仰ぐ必要があるのではないかと考えます。</p>	<p>100万円補助の対象となる建物は、幾つかの条件があるため、すべての建物が対象となりませんが、しっかりと精査を行い、近隣の迷惑となる建物に対して有効に活用したいと考えております。</p> <p>また、民間業者との協力については、区と協定を締結している全日本不動産協会豊島文京支部、東京都建築士事務所協会豊島支部との連携を強化して周知を図ってまいりたいと考えております。</p>